

# 相・続・通・信 第18号



## 相続手続支援センター信州

### ◆松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481/FAX0263-87-2117

### ◆長野駅前店

〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地

TEL026-223-1322/FAX026-291-4163

ブログ：<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

## 相続手続支援センター

### ◆全国一斉セミナー開催のお知らせ◆

鈴虫が綺麗な音を奏でる度に、秋の深まりを感じる時節となりました。

さて、来る9月17日(土)に午前は松本、午後は長野の二会場において、全国一斉セミナー「エンディングノートの書き方について」を開催させていただきます。全国一斉セミナーという事で、**お越し頂きました皆様全員に「エンディングノート(わたしの歩いた道)」を一冊無料で差し上げます**(二冊目以降ご入り用の方は、一冊につき500円頂戴致します)。**今回のセミナーだけの特別なプレゼント**になりますので、下記電話番号にてご予約の上、奮ってご参加下さい。

当日は、上記エンディングノートを用いて講義を行います。幼少期の思い出や愛する人たちとの出会い、今まで関わってきた人たちの住所録、介護の手法や延命治療に対する意思、葬儀方法、財産分与、家族や友人へのメッセージなど基本的なことを順次簡単に書き込みします。是非幅広い年齢層の方にお越しいただき、同ノートに自分史をしたためることにより、これからの生き方を考えるきっかけにさせていただければと思います。

### エンディングノート『わたしの歩いた道・そしてこれから歩く道』

#### ～書き方のポイント～

日 程：9月17日(土)

会場、時間：(松本) 松本勤労者福祉センター 第二会議室 時間 10:00～12:00 (受付 9:30～)

(長野) ホクト文化ホール 第二会議室 時間 14:30～16:30 (受付 14:00～)

定 員：(松本) 40名 (長野) 50名

持 ち 物：筆記用具、(既にお持ちの方は) エンディングノート

講 師：北原 正明 (相続手続支援センター専門相談員)

### 申し込み先、受付時間はこちら！

松本会場 0120-97-3713 受付時間 (月～金) 9:00～19:00

(土日祝) 10:00～18:00

長野会場 0120-49-1322 受付時間 (月～金) 9:00～19:00

(土日祝) 10:00～18:00☆

☆土日祝日は松本に転送となりますが、予約はお受けできます。



相続手続きをお手伝いさせていただいていると「遺言書」がありました！！という方が増えているように感じます。その中でも多いのは「自筆証書遺言」です。

本来ならば開封する前に家庭裁判所で『検認』という手続きをおこなってから開封となるのですが、やはり内容が気になるのか検認前に開封してしまうことがあるようです。開封してしまっても遺言書の内容に沿って遺産分割をするのであれば検認の手続きは必要となります。金融機関でも法務局でも検認済みの遺言書でなければ、内容のとおりに行きません。しかし、いくら裁判所の検認をおこなったからと言ってその遺言書のとおりに行き来るとは限りません。不備があると、金融機関や法務局では手続きを進めることは出来ません。では、どのようにしたら良いのでしょうか？

ご自分の意志を残された家族にしっかり伝えるためにはやはり『公正証書遺言』をお勧めします。気軽に残せる自筆遺言に比べると手間も費用もかかっていますが、その分意志のとおりに行き来を確実にこなうことが出来ます。本来、相続人にはなれない孫やお嫁さん、お世話になった近所の方、甥、姪等への遺贈も可能になります。近年子どものいない夫婦が増えています。兄弟姉妹が相続人だけ仲が良いから大丈夫だろうと思っても、実際はかなりもめているケースが多々あります。遺言作成をお考えの方はぜひ一度、弊社へご相談ください。相談はいつでも無料でおこなっております。

遺言書を作成するほどではないけど何か残したい・・・とお考えの方は今回開催されます『エンディングノートセミナー』へぜひご参加ください。まずはご自身の意志、考えをまとめてみることから始めませんか？

## 相続“豆”知識

Q

長い間面倒を見てきた叔母（78歳）が亡くなりました。既に叔母の夫は亡くなっており、子供もいません。叔母の財産をどのように処分し、誰がもらうのか分かりません。

A

◆まず第一に、亡くなられた叔母さんの相続人を確定◆

死亡した方には、民法で定められた**法定相続人**がいます。

法定相続人とは・・・

第一順位：配偶者（常に相続人）と 子（子が死亡であればその子 <孫・曾孫>）

第二順位：配偶者（常に相続人）と 親・祖父母

第三順位：配偶者（常に相続人）と 兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡であればその子 <甥・姪まで>）

叔母さんには子供さんが無くて、ご主人様も既に亡くなられているので、相続人は叔母さんの兄弟姉妹「第三順位」になります。しかし兄弟姉妹も亡くなられているのであれば、甥・姪が代襲相続人となります。

基本的には、亡くなられた方の財産は相続人**全員**で遺産分けの協議をして、誰が相続するのかを決めます。

詳しくお聞きになりたい方は、弊社へお問合せください。（相談無料）

※今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、下記までご連絡をお願い致します。

相続手続支援センター松本店：0120-97-3713 相続手続支援センター長野店：0120-49-1322